

パナソニック株主総会の株主の皆様

社長らのパワハラで精神障害にして不当解雇

現パナソニック社長が、デジタルネットワーク・ソフトウェア技術担当役員当時、同技術を担う完全子会社合併の過程で、子会社社長らによる「(ひどい)嫌がらせ、いじめ^{*}」のパワハラを受け、同月、Sさんは精神障害を発病しました。Sさんは、全取締役や監査役に、刑事告訴や外部通報する旨などのメールを送信しました^{*}。パナソニックは、発病後も暴言、暴力、長時間叱責、適切に業務情報を与えない、個人情報漏洩、不正な労災認定妨害等のパワハラを繰り返しました。その上で、パナソニックは、組織的に秘密録音した上で、恐怖・不安により、パニック症状を起こしたSさんに、懲戒解雇事由を濫発して不当解雇しました。

大阪地裁へパワハラ労災と不当解雇を提訴

Sさんは、パワハラによる精神障害発病の労災認定と、不当解雇の撤回を求めて大阪地裁へ、国やパナソニックアドバンステクノロジーを訴えています。

パナソニック株主総会での原告の質問状

両裁判の原告で、パナソニックの株主でもあるSさんは、パナソニック株主総会の質問状を事前にパナソニックへ送付しています。株主の立場から、パナソニックの法令順守、企業統治に問題が生じていることを具体的事実に基づき質問しています。

パナソニック 第109回 定時株主総会 事前質問状（要約）

パナソニックの体制および方針において、「内部統制システム」として「パナソニック行動基準」を制定・運用を行っている旨、記載されていますが、同行動基準の「法令と企業倫理の順守は経営の根幹」「法令違反の早期是正と厳正な対処」「個人情報の取り扱い」「人権の尊重」は守られていません。

具体的事実に基づき指摘しますので、精査の上、回答を求めます。

- ① 社内通報窓口が社内通報規定を順守していないこと
- ② 監査役通報システムへの通報で個人情報が漏洩していること
- ③ 機微な個人情報である医療情報が漏洩していること
- ④ 「麻薬及び向精神薬取締法」に反する薬物譲渡が行われていること
- ⑤ 産業医による虚偽意見書による労災認定の妨害が行われていること
- ⑥ 捜査中の刑事事件の被害者が威迫されていること
- ⑦ 違法な長時間労働をさせた上で労働基準監督署へ虚偽申告していること
- ⑧ 職務発明制度に反して不当評価されていること
- ⑨ 公益通報者への不利益取扱・精神障害者に対する人権侵害が行われていること

詳細は「パナソニック 株主総会 質問状」で検索してホームページをご覧ください。

注釈：* はパワハラ労災訴訟の第1審判決文より

8年に及ぶパワハラ・精神障害・不当解雇の経過（抜粋）

年	月	出来事
2005	12	社長や社内労組分会執行委員長（会社証人）による面談*。
2006	4	グループ社長賞受賞、特許取得の翌年度に 68,800 円の賃下げ 。
2007	3	上司 2 人が懲戒処分を示して約 5 時間、深夜 0 時まで叱責。
		ガラス張りの社長室で、社長が、何度も机を叩いたり、大声で怒鳴りつけたりし、「しばき倒すぞお前」「殺すぞしまいに」「この会社にいる必要ないやん」「お前殴ったるで」「殺したるかアホ」「人間カゼロ」「わが社にいただけで恥や」等と人格否定。
		上司が始末書書き直し指示。
		上司が出張先へ、始末書提出を督促。「社長がご立腹」「追加懲戒処分を示唆」。
2008	6	産業医が向精神薬を長期処方。ただし、産業医は治療との認識なし。 治療以外での譲渡は「麻薬及び向精神薬取締法」違法。
	1	同僚が大勢の面前で「会社に居場所がない」「会社を辞めた方がよい」と暴言。（この同僚は現在、上級管理職）。
	3	単独で担当する未経験業務に配置転換し、 職場で孤立化 。
	5	上司が約 100 名も参加する方針発表で、チームで只一人業務方針を示されず、「 〇〇さんは浮いている訳ではありません 」とさらし者扱い。
2009	8	上司が 4 カ月以上に渡りチームの共有技術情報の存在を知らしていないことが発覚。
	4	休職者を出したプロジェクトへ担当変更。業務資料を開示なし。
	7	長期休業（8 月職場復帰）。
2010	10	上位者が職場復帰後の 業務成果を白紙化 。
	4	十分な情報を与えずに高難度の「全体設計」に業務変更。
2011	6	長期休業（2012 年 4 月職場復帰）。
	11	パナソニック内での医療情報の不正取扱で労災認定妨害 。
2012	4	業務ノウハウと労災の証拠が格納されたパソコンの取り上げ、自殺念慮に追い詰め。 所長ら 4 人で自殺念慮の 3 日後に食事も与えず 8 時間半叱責 。所長がパソコン取上げ理由で虚偽説明の上、労働協約違反の入門禁止措置（所長は現在、取締役）。
	10	組織的な秘密録音の開始。
		上司らが「業務妨害」「業務範囲外のことをやっている」と暴言。
		上位者が職場内に響き渡る大声で叱責、存在意義を問うメール。 上司から暴力（書類送検） 。産業医の応急手当（ 医師意見書に虚偽記載 ）。
	11	自宅待機命令。 長期休業（2012 年 1 月職場復帰）。
2013	1	自宅待機命令。
	4	1 万円の賃下げ 。
	5	懲戒解雇事由を濫発して、出勤停止処分 。
	9	上位者が 7 年前の古い資料を与えて業務指示。
		上級管理職が事情聴取と称して「脅迫」「暴言」と決め付け。
	10	人事責任者が捜査中の刑事事件（2012 年 10 月の上司の暴力）を明示して威迫。
12	懲戒解雇事由を濫発して、普通解雇処分（不当解雇裁判） 。	

電機・情報ユニオン大阪支部

2016 年 6 月発行
2017 年 6 月改定

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労大阪会館 3 階 民主センター内
 TEL/FAX 06-6354-7237
 URL <http://denki-joho-kansai.jp/>
 Mail desk@denki-joho-kansai.jp
 Twitter @denkijohokansai

ホームページ・ツイッターもご覧下さい

注釈：* はパワハラ労災訴訟の第 1 審判決文より